合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年一月十日

掲載頁　六十一頁（号外第四号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年一月二十七日

仙台市青葉区片平一丁目三番三五号

（甲）株式会社ダルマ薬局

代表取締役　和田　永浩

仙台市青葉区木町一七番一五号

（乙）有限会社ダルマ興産

代表取締役　和田　永浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.shogin-card.com/denshikoukoku.htm

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十三日

掲載頁　九十九頁（号外第一三三号）

平成二十四年一月二十七日

山形県鶴岡市本町一丁目九番一八号

（甲）荘銀カード株式会社

代表取締役　中村　和之

秋田県秋田市中通三丁目一番三四号

（乙）株式会社北都カードサービス

代表取締役　佐賀　正文

合併公告

左記法人は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十四年一月二十日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年一月二十七日

福島県福島市中町五番一八号

（甲）社団法人福島県林業協会

会長　浅和　定次

福島県郡山市安積町成田字西島坂七番二

（乙）財団法人福島県きのこ振興センター

理事長　鈴木　義仁

福島県福島市中町五番一八号

（丙）社団法人福島県緑化推進委員会

理事長　齋藤　卓夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年四月一日であります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月五日

掲載頁　八十頁（号外第一四八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十九日

掲載頁　八十八頁（号外第一四一号）

平成二十四年一月二十七日

埼玉県さいたま市中央区新都心一一番地二

（甲）クラリオンセールスアンドマーケティング株式会社

代表取締役　井上　博人

埼玉県さいたま市中央区新都心一一番地二

（乙）クラリオンアソシエ株式会社

代表取締役　大坂　敏晴

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株の発行及び資本金の額の増加はありません。

この合併に反対で、株式買取請求をされる株主は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月三十日

掲載頁　二一〇頁（号外第一四三号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月三十日

掲載頁　二一〇頁（号外第一四三号）

平成二十四年一月二十七日

埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目一二番一〇号

（甲）日本ピストンリング株式会社

代表取締役社長　髙橋　重夫

埼玉県川口市金山町一二番三号

（乙）株式会社日ピス川口製造所

代表取締役社長　小川　義孝

埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目一二番一〇号

（丙）株式会社日ピス物流センター

代表取締役社長　佐藤　嘉博

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十四年一月十六日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県比企郡川島町大字白井沼六七五番地

（甲）財団法人遠山記念館

代表理事　遠山　一行

東京都中央区日本橋兜町一三番二号

（乙）財団法人偕成会

代表理事　遠山　公一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全てを承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき、乙は会社法第七八四条第一項に基づき、株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十三日

掲載頁　八十四頁（号外第一三三号）

平成二十四年一月二十七日

東京都中央区日本橋二丁目五番一三号

（甲）ヒューリック株式会社

代表取締役　西浦　三郎

福岡県福岡市中央区天神二丁目八番四九号

（乙）ヒューリック福岡株式会社

代表取締役　竹田　篤生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全てを承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき、株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、乙は、平成二十四年三月三十一日までに総社員の同意を得ることを予定しております。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十四年一月二十七日

東京都中央区日本橋二丁目五番一三号

（甲）ヒューリック株式会社

代表取締役　西浦　三郎

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

（乙）エヌケー・インベストメント合同会社

代表社員　エヌケー・インベストメント一般社団法人

職務執行者　中村　里佳